

扶養手当に関する規則

〔平成18年10月30日〕
規則第9号

改正 平成20年3月31日規則第7号 平成25年2月21日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(平成18年北但行政事務組合条例第7号)において準用する豊岡市職員の給与に関する条例(平成17年豊岡市条例第51号)第12条第1項に規定する扶養手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 扶養手当に関しては、豊岡市職員の扶養手当に関する規則(平成17年豊岡市規則第42号)を準用する。この場合において様式第1号中「職員課」とあるのは「総務課」に、様式第2号中「職員課」とあるのは「総務課」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第7号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月21日規則第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。